

第3回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年2月16日(金) 午前9時00分から午前12時00分まで

(2) 場 所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委 員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 江川和弥 小川静子 北川圭子 須田光江 田崎由子
羽田則男

イ 県 側

総務部長 総務部政策監 総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム主任)
総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム副主任) 総務部総務予算参事
人事参事 行政経営参事 農林検査参事 建設行政参事 総務部総務予算主幹
建設行政主幹

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 審議事項

- a 格付要件・地域要件について
- b 公共工事に係る随意契約ガイドラインについて
- c 入札情報の公開について
- d 談合情報の処理について
- e 働きかけの記録等の取扱いについて
- f 県職員公益通報制度について

(イ) 各委員の意見交換

(ウ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【総務部総務予算主幹】

ただいまから、第3回入札制度等監視委員会を開会させていただきます。

なお、本日、出席予定の江川委員、北川委員におかれましては、遅れて到着するという御連絡をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

なお、本委員会の定足数につきましては、過半数ということで6名で定足数となっておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

それでは、議事につきましては、清水委員長よろしくお願いいいたします。

【清水委員長】

どうも、皆さんおはようございます。

道路が混雑しているみたいで、お二人遅れるようです。

松野さんが仕事で大変忙しいということで、前回も休みでしたけれど、申し訳ないという風におっしゃっておいりました。

それでは、ただいまから、委員会を開きます。

本日の委員会は御案内のとおりでありますけれども、まず、最初の件、「格付要件・地域要件について」、これは前回からの継続でございます。

前回、いくつか質問等出まして、追加の資料も用意されているようですので、事務局の方から御説明を願います。

【行政経営参事】

(資料1-1により説明)

【清水委員長】

資料の1の中身は、特に変わりはないんですね。

前回と同じものを用意されたわけですね。

(事務局うなずく)

いかかでしょうか、御質問ございますか。

【小川委員】

3ページのAランクの業者は、37.5%従来やっていたものの中で、この1番から6番までござますけれども、割合的に多いのはどの部分になるでしょうか。

【清水委員長】

1千万円以下の工事をAランクが引き受けたケースで一番多いのはどれかということですが、

【総務部参事(プロジェクトチーム副主任)】

Aランクの業者、元のSランクとAランクの一部なんですけど、多いのは1番の災害応急工事等緊急を要するもの、それから3番にあります大規模工事の一部施工に係る工事、これが大きいウエイトを占めると思います。以上です。

【清水委員長】

いかがですか。

【小川委員】

Sランク、Aランクというのは、どうしても各地域の中心になるゼネコンの方が多いので、こういう方がいくら小さい金額の工事とはいえ、そういう方達の受注額が減る可能性が高くなるということが、ちょっと心配かなと思ったものですから。

緊急、災害関係が多いのであれば、そういったものが随契とかでカバーされるのであれば、大丈夫かなと今思ったところです。

ありがとうございました。

【清水委員長】

資料1の7ページの下の新設Aランクの入札参加範囲の1千万未満については、その参加を制限することも考えられるようになってますよね。

これ、丸で困っているということは、この委員会で一定の判断をしてもらいたいということだと思っておりますけれども、制限することも考えられるということは、今、説明のあったように、この から の、事由について、これまで通りAランクの者にも発注することはあり得るとい、そういう扱いでよろしいかという提案をしておられるわけですね。

理由の如何を問わずこれを排除するという事は、考えておらないわけですね。

【行政経営参事】

今ほど申し上げたように、資料1-1の3ページでございますが、3ページの一番下にありますように、今までは、こういった工事を受注しておりました。

ただ、後ほど随契のガイドラインにも出てきますが、随契としてやる理由が明確なものについては、できるということで、これの工事すべてをできるという主旨ではございません。

例えば、今、申しましたように、一番極論しますと ですね、災害等については、当然、随契でできるような形に我々もしたいと思っておりますし、Aランクの業者の方々が一番受注額が多いのが、この災害の部分がありますので、そういったものに対応できますが、例えば の場合、大規模工事の一部施工の場合は、今の段階です、すべて随契でできるかどうかというのは、難しい面もありますので、そこは、個別にいろいろ検討させていただくという形になると思っておりますが、すべて例えば、今までAランクの方々が受注した額を全部なしにするということではなくて、そういった意味で、弾力的に随契等を活用しながらやっていった方が、ある程度、随契と競争入札というのが、きっちり区分けができるかと思っております。

【清水委員長】

わかりました。

随契が入ってくるけれども、考え方としてはこの方針を堅持すると考えたらよろしいですね。

【安齋委員】

今の事務局の説明で納得したんですけど、1千万未満をすべてランクを排除するとすると、やっぱりいろいろ問題が起きますので、弾力的に適用するという事なら、我々は十分納得できるかと思っております。

あと、現実問題としては、随契を残すということですので、その随契で厳格適用という条件を検証委員会で付けてますので、それを絡めれば何とか運用できると。

要するにCランクの業者ができる仕事はAランクは外してもらおうと、それ以外の特殊な事業については、Aランクも入れないと工事ができないということですので、その意味での弾力適用ということで、十分対応できるかと思います。以上です。

【清水委員長】

やってみて、実績については、いずれ数字が出ると思いますから、また、改めて検討することができると思います。

【安齋委員】

やってみないとわからないですからね。

【清水委員長】

そういうことですね。

【安齋委員】

今日これからやる、格付とそれから地域要件は、もう今日中に結論出さなきゃならないですよ、

【清水委員長】

その予定です。

【安齋委員】

それとあと、ついでで申し訳ないんですが、検証委員会の絡みで若干補足説明したいと思うんですが、第1回目の委員会の時に、須田委員の方から県内の業者が大分不安に思っているので云々という発言があったので、ここで補足説明させていただきますが、検証委員会でこの格付と地域要件をかなりきつく申し入れたのは、どうもマスコミ報道を見て業者の方が勘違いしているようなんですが、県外業者を入れて競争性を高めるという意味で我々提案したんじゃないんですね。

このページでいきますとですね、地域要件の方が後ですので、格付要件よりは地域要件の方が大きいんですが、あとで言いますけども、一番最初にもらった資料で、要するに24億以上の大型物件については、県外業者も含めた要するにオールジャパンで競争してもらおうと、それ以下の工事については、原則として、福島県内にある建設業者を中心にやるということで、元々設定したやつです。

その前段階として、格付要件でA B C D、今度4段階で格付けして、あまりにも今までバランスが悪かったので、そのバランスをとにかく均等にしてくださいという意味でこの格付要件の見直しを図ったと、そして、あと、なかなか点数で区別が付かないから、結局2割程度の加算とかいろんな手段を使って、そのバランスがうまくなるような形で格付要件の方向性を検証委員会としては強くお願いした次第でございます。

その結果、このいろいろな管内ですか、隣接管内とかいろいろ組み合わせで、何とかバランスをとろうということで、事務局が考えたやつですので、何とかこの今日の議題になっている格付要件、あと次の地域要件に関しては、今日中に結論を出していただきたいという感じでございます。以上でございます。

【清水委員長】

須田さん、どうでしょうかね。

いかがですか。

【須田委員】

やはり仕事をもらうことに対して、業者も真摯な思いでやっていただくことが、やっぱり一番重要なことでありまして、安齋先生がおっしゃったようなお話で、私も今回納得いたしました。

これで進めていくほかないと思いますので、よろしく願いいたします。

【安齋委員】

5ページちょっと見てほしいんですが、資料1の5ページですね、一番下のCランクのところの一番下ですね、県発注工事を受注した業者数の割合、これを見るとわかるんですが、Cランクってというのは、県発注の元請けになる件数がほとんどないんですね、ほとんど下請けです

ので、元請けになる件数が10.1%きりないと、こういう現実があるので、これ何とかランクをいろんな形で調整しても、おそらくこれはもうどうにもならないのかなと、ただだから逆にこれを上げるために1千万未満の工事については、Aランクは原則外しましょうというのが、事務局の案だと思えますんで、そういう意味でかなり県内の業者、特に管内業者ですか、地域の業者を守るという意味でいろんな条件を付けてますので、その辺、御理解お願いしたいと思えます。

【清水委員長】

県中を3つに分けると、ちょうど参加管内数が4でずっと並ぶというのは、これはたまたまなんだろうかな。

そういう風に作ってあるということですか。

なるほどね。

いかがでしょうかね、ほかに何か。

【田崎委員】

この間お伺いした点が、疑問が晴れてよかったなあと思えます。

やはりこれはやってみないとわからないというところがあると思うので、やはりこういったのも、見直しというものも頭に入れていただいて、やっぱり毎年少しづつでも、いい方向に向かえばいいのかなと思えました。

ありがとうございます。

【清水委員長】

不断の見直しを行うという方針になっております。

ほかはよろしゅうございますか。

【羽田委員】

格付はいいです。

ただ、安齋委員も言ったように、この数字を見るとやっぱりAランクの業界が大分入ってますよね、そういう意味で言いますと、やっぱりDランクはこのランクしか入れませんので、やはりDランクが、極力やっぱり、地域でがんばってますので、入れるようにやっぱり、随契の厳しさっていうんですか、Aランクの厳しさを、是非確立をしていただきたいなという風に思えます。

【安齋委員】

原則1千万円未満はAランクが入れません。

違うところには入れます。

【羽田委員】

その厳格をお願いしたいなという風に思えます。

【安齋委員】

そうすると元請けの10.1%はもう少し上がるだろうと期待を持っております。

【清水委員長】

ほかに特段御意見がなければ、この件については、提案どおりということで、とりあえずよろしゅうございますね。

事務局の方からちょっとコメントがあるそうですから。

【行政経営参事】

格付要件については、今御議論いただいて、そういう方向で私どもの方もやらさせていただきますと思います。

実はこれ、一般土木ということで例を出させていただきますと、そのほかの業種18業種ありますので、電気、いわゆる舗装であるとか、建築であるとか、この考え方を敷衍化しましてですね、私どもの方で決めさせていただきますと思いますので、その点、御了承いただきたいと思ってます。

同じようなやり方で、平等性の確保と、そういった形で同じような割り振り、ある程度機械的な作業になると思えますので、それは事務局の方でやらさせていただきますと思います。

それから、田崎委員からもお話ありましたように、あと今後監視委員会で随時、私どもは個

別のデータ、それから発注データ等も随時出しますので、例えば四半期ごとに、そういった地域的なバランスはどうかとかそういったところを御議論いただくような形で、随時見直ししていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【安齋委員】

たびたび、補足説明して申し訳ありません。

大事なことを言うのを忘れました。

これは、一般土木を前提にした分類の仕方なんですけど、例えば、一番わかりやすいのは、橋の上部工事というんですが、橋桁をつくる工事、県内にですね、実は元請業者が3つきりしかないんですよ、そうすると、それは金額に関係なくオールジャパンで戦うという形になります。

あくまでもこれは、一般土木ということですので、工事によっては、県内業者を守る余地がないと、3者きりしかないのではどうしようもありませんので、そういう場合には、ほとんどオールジャパンでやると、それでいいですね、事務局。

(事務局うなずく)

はい、そういうことですので。

【清水委員長】

全部で19種類あるんでしたっけ。

18、これ入れて18ね。

18すべてについて、ここでちょっと検討するわけにもいかないの、それは事務局の方で決めた上で報告するをいただくという、そういう扱いになるということです。

よろしゅうございますね。

(特に異議なし)

2つ目の審議事項、「公共工事に係る随意契約ガイドラインについて」です。

御説明をお願いします。

【行政経営参事】

(資料2により説明)

【清水委員長】

質問があたりでしたら、お出しください。

私の方から教えていただきたいんですが、今の資料の3ページ目に、いくつか項目が上がっております、上から3つ目の丸のところ、「既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事」、これは、土木工事は、ここでは該当していないと理解してよろしいんですか。

設備に関するものであると。

前から問題になっておりますのは、年度をまたがって工事が行われる場合には、途中で業者を変えるわけにはいかんという、そういうケース、これは、当たらないという風に考えてよろしいですか。

【行政経営参事】

そういう主旨でございます。

【清水委員長】

それから、その2つ下の丸の部分ですけれども、「鉄道工事等立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事」、ちょっと説明してくれませんか。

【総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム副主任)】

鉄道に隣接する場合の工事につきましては、JRの方で、鉄道敷地の中でやる場合に、安全を確保するためいろいろな条件を付けております。

それに見合った会社、そういうものをJRで指定しております、普通の方々、普通の企業がやれないものですから、これにつきましては、福島県内でもJRに認定されている業者が限定されております。

そういう場合につきましては、複数の見積もり、随契にならざるを得ないということで、書かせていただいております。

【清水委員長】

なるほど、わかりました。

【行政経営参事】

今ほどの話で、ちょっと確認だけさせていただきますが、先ほど委員長がおっしゃいました、同一工事で輪切りにして行って、随契をする主旨か、しない主旨かということでございますが、私どもとしては、そこを厳格化して、安易にそういったことをしないという主旨で書かせていただいております。

【清水委員長】

それから、競争入札参加条件等審査委員会ですけれども、これどういう方が構成員になるのか及びどのくらいの頻度で開かれるものになるのか、その辺を教えてください。

【行政経営参事】

審査委員会ということで、名称、まだ検討中でございますが、現在、指名委員会というものをやっております。

本庁の場合ですね、副知事がキャップ、委員長で、総務部であるとか、農林水産部、土木部等々の部長、技術系の幹部等々が構成員になってございまして、地方は、今現在、出先は、建設事務所、それから農林事務所等々に、各事務所内に指名委員会ということで、所長をトップに構成されてございます。

そういったものを、新年度は、指名というよりは一般競争の方に全面展開となりますので、名称を入札参加条件等審査委員会ということで、工事があるごとに、いろいろな条件を付す場合には開かれるということで、かなりの頻度で開かれてございます。

【清水委員長】

かなりの頻度というのは、毎週1回くらいですか。

【行政経営参事】

最盛期には、基本的に毎週1回行っております。

【清水委員長】

そうすると、年間総合計で何件くらい扱うことに大体なりますかね。

3千件ということですかね。

【行政経営参事】

ただ、件数的には、出先の方が非常に多くなってございまして、出先の方でもそういった形で頻繁に開かれています。

【田崎委員】

毎年、もし多いのであれば、年度初めにある程度まとまった審査をして、リストを作っておくことはできないんですかね。

その都度行くと大変だと思うので、ある程度の年度初めに、そういった全体的なものを作って、契約ができる業者をもう選定しておくということではできないんですかね。

【行政経営参事】

今までは指名でしたから、そういう話になりましたが、そもそもですね、工事の発注、参加条件を設定する場合に、工事の内容、規模、そういったものが決まらないうと事前になかなかいっぺんにということができませんし、工事の発注もいろいろ時期等がまちまちでございまして、年度当初にすべて1年間の分をすべて計画できるかというのと、ちょっとそこは困難なところがございまして、そういった意味で、毎週開かざるを得ないということでございます。

【清水委員長】

ここで重要なのは、随意契約において、合い見積もりをさせる業者は、いわば指名になる訳ですよ。

【行政経営参事】

それですね。

今までは、そういった指名ということが中心でしたので、そういった透明性の確保という点でどうかということがいろいろございましたが、今後は一般競争入札ですから、指名という行為はございません。

それから、基本的に、この間も基本方針を説明させていただきましたが、参加条件については、地域要件と格付要件は、今日御審議いただいた方向でいきます。

それはもうオープンにされていますから、自動的に決まるわけです。

ある地域で、いくら額の工事が行われれば、参加条件は決まってしまうので、今後の審査というのは、そこに特殊な要件、特殊な工事の時に、いろいろな縛りをかけたりする時に、審査をするということなので、かなり、審査件数は減ってきますし、実質的なところはそういった特殊な要件を付けるか付けないか、付けるにはどういった条件を付けるか、そういった議論が中心になるかと思っております。

【清水委員長】

今、テーブルに上がっているのは随契の問題だから、随契の相手方を選ぶというのは、これは行政側の裁量になってくるから、そこはきちっと審査しなきゃいけないということになると思いますよ、ケースバイケースでね。

ほかにどうでしょうかね。

【安齋委員】

検証委員会からの補足説明をさせていただきますと、随意契約のガイドラインをつくってほしいという形になりましたのは、もともと指名競争入札がいろいろ問題となりましたので、あれが大きな論議の対象になりまして、最終的には、指名競争入札が、結局談合の温床だということであれを全廃しようという結論になりました。

打ち明け話をすると、私は、指名競争入札は残そうという意見だったんですが、5対1で負けまして、大分強硬にやられまして、指名競争入札は一切ならぬと、むしろ改革の目玉となるだろうということで、結局5対1で否決されまして、その代わり、じゃあ災害の時にどうするんだという形で私申し入れて、災害の時には一般競争入札では3、40日後にですね、今、県民が財産、生命を失っている最中にじゃあ入札は30日後にやりますなんて馬鹿なことやってられませんかよと、そうすると随契きりありませんよと、随契は原則として250万円以下の工事だけだけれども、それ以上の大きな金額を救うにはもう随契しかないの、厳格適用して適格に行われるように透明性・公明性を高めて行われるようにしなければなりませんよということで、この随契を拡大解釈してやろうという話になりました。

そこでいろんな条件が付いたときに、じゃ理由もはっきりさせましょうと、一定の書式を作って、そこに随契をやる理由ですか、そこを明確にして、しかもそれを公表しちゃうということも含めてガイドラインを作ってくれということで作っていただいたのが、今回のガイドラインでございます。

とりあえずここまでやっていますので、これで一回走ってみようかなという思うんですが、どうでしょうね。

こういうことで走ってみるほかないでしょう。一回ね。

【須田委員】

何か不都合な点があった場合には、不断の見直しを行えばいいと思います。

【安齋委員】

不断の見直しに関しては、監視委員会の機能をかなり強化しましたので、打ち明け話をしますと、私が提案をしたんですけれども、あの席で清水先生だけがニコニコしたんですよ。

そんなに監視委員会に権限もらっていないんですかというような形で、そういう形で監視委員会に進行管理ですか、これからの入札の進行管理をちゃんとみていただくという形になりましたので、もし、見直しが必要になれば、この監視委員会に、事務局から全部上がってくると思いますので、そういう意味で不断の見直しができるかと思っております。

よろしく御審議願います。

【清水委員長】

随意契約ガイドラインについては、特段ほかに御意見ございませんか。

なければ、提案どおり了承するというところでよろしいですか。

(特に異議なし)

じゃあ、3つ目ですね、「入札情報の公開について」、説明を願います。

【行政経営参事】

(資料3により説明)

【清水委員長】

非常に透明性が高まりますね。

まあ、全部出すという方針だと思います。

いかがでございましょう。

この委員会に示されるデータとの関係なんですけれども、かねてからこの委員会にはですね、ここに書いてあるような情報を出してくれとお願いしておったわけです。

しかし、この委員会に示すまでもなく、順次、毎月ですね、インターネット上ですべてデータが出るということになりますと、この委員会に特に提出される資料というのは、この委員会が求めた、特定のテーマを設けてそのことに関して調べてデータを出してくださいと、そういったケースがあった場合には出すということですね。

それから、お願いしたいのは、インターネットで見るということではありますけれど、委員会ではペーパーにして出していきたいということです。

委員会がどれくらいの頻度で開かれるのかわかりませんが、あんまり、頻繁に開かれないようであれば、郵送でも、お知らせいただけるとよろしいかと思います。

いかかですかね。

逆にお尋ねしますと、ここで公開されない情報というのは何なんですか。

【行政経営参事】

基本的にはないものと考えております。

【清水委員長】

個別の工事の執行調書

【行政経営参事】

当然縛りをかけてる、例えば最低制限価格、今、公表しておりませんので、ああいったものは当然ですけど、とりあえず出せるものはすべて出すという姿勢で考えてございますので、最低制限価格についてついでに言いますと、それについては、19年度早々から、この場でいろいろ議論させていただきたいと思っておりますので、そういったものについても、今後検討していきますが、今、現段階で出せる資料はすべて出すという主旨で考えてございます。

ですから、この前も委員会でお話ししましたが、ここでは分析した形で出しますので、委員会の方から御指示あったものについては、こういったものについて、過去の時系列でどういったような流れになっているか、そういったある特定の工種で高止まりになっているんじゃないかといった分析資料は、御指示に従って出したいと考えてございます。

【清水委員長】

この件についても、特に御意見はございませんか。

(特に異議なし)

なければこれも了承ということにいたします。

4つ目ですね、今日の大きな議題になります、談合情報の処理に関する件です。

一通り説明をお願いします。

【行政経営参事】

(資料4により説明)

【清水委員長】

この件に関しましては、影響の大きい重要な問題ですので、今日意見交換をいたしますが、結論は次回にしたいと思っておりますので、論点を今日は出し合ってディスカッションをしたいと思っております。

よろしくをお願いします。

まず、質問をお出し願いたいと思っております。

私の方から、これまで、談合情報が寄せられた場合に、調査に入る入らないの判断基準なんですけれども、つまり、単なるいたずらというか、いやがらせの可能性もあるわけですよ。調査に入るか、入らないかを判断する時に、情報の信憑性について、一定の評価を下していたと思うんですが、そこはどうなんでしょうか、どの程度の情報であれば、調査に入っていたのか、そこを教えてください。

【建設行政参事】

今まで談合情報処理につきまして、いわゆる情報提供者の氏名等が明らかであるかないか

に関わらず、例えば、具体的な工事名及び落札予定業者を含むそういう情報で、かつ、例えば、設計金額に極めて近い落札予定額だったとか、談合に関与した業者名とか、また、その談合に参加した当事者以外には知り得ない事項、今までの指名競争入札の場合、事前には指名された業者名とか、条件付一般競争入札でも、どれだけ参加しているかわからないということもありますけれども、例えば情報で何者参加するとか、JVを組むとかそういう具体的にそこに談合に参加した人でないとわからないような情報が含まれているような場合、そういう場合について、談合情報マニュアルのフローに基づいて調査等を行っている、事情聴取等を行っていたということで、すべての情報について、やっていたということではありません。

【清水委員長】

匿名であってもということですね。

大体においてどういうルートで談合情報というのは入ってきてますか。

【建設行政参事】

一番多いのは、マスコミ、報道機関から情報というのが多いです。

【清水委員長】

資料の6ページのフローチャートでこの入札制度等監視委員会のコミットメントの仕方なんですけれども、情報が入った場合に、入札改革グループが当委員会に通報すると、当委員会としては、開札をする前に怪しいという場合には、先ほどいったようなことで、開札を待って、寄せられた情報との整合性をチェックする。そして情報と一致した場合は、直ちに会議を開いて対応するということを想定されてますよね。

極めて機動的なというか、即決することを求められるような、そういうことになっているようです。

ですから、この監視委員会、その度に全員で開いているわけにはいかないということになりますので、おそらくは、緊急に対応できるような体制を組むことになるかと思います。

いちいち江川さんに会津から飛んできていただくのも大変ですからね。

どうなんでしょう、質問をお出しいただけますか。

【江川委員】

この談合情報というのは、先ほどマスコミからというお話が多いということだったんですが、たぶん、入札制度が変わることによって、業者間から出るというのも結構あると私は思うんですけれども、その談合情報が業者間から出て、その談合情報の出所というのに対して、匿名性をどういう風にして守るのかというのかという点と業者間から出た場合、その取扱いについてどう考えていらっしゃるか教えてください。

【清水委員長】

情報の扱いですか。

どうでしょう。

【行政経営参事】

匿名であろうが、実名であろうが、情報については秘匿する、どこから出たということについては、公にする予定はございませんし、当然この委員会でも、そういった形で、取り扱っていただきたいなと思ってございます。

【清水委員長】

それでね、資料の2ページ目から3ページ目にかけて、公正取引委員会の要請というんでしょうか、書いてありますよね、内密にしるという要請ですよ。それとこの委員会で一定の判断を下して、入札を流すとかして、それで公取に報告しますよね。そういうこととの兼ね合いなんですけれどもね、やっかいだなという印象を私は受けるんです。

【行政経営参事】

前日も佐々木委員の方から調査権限等の話が出ましたこととちょっと関連するんですけれども、結局我々には、そういった談合という犯罪に対する調査権はありませんし、それは公取の方でやるので、そういった調査権を我々は侵害してはならないというのが、ここに書いてあって、国の方で言っているわけでありまして。

ですから我々ができるのは、契約権者、入札執行権者としてのそういった私的な部分での調査にならざるを得ないのかなと思ってまして、そこは自ずと一線を画して、そういったまず位

置付けから一線を描いていかないと、そういった公取委員会との差で問題がいろいろ出てくるのかなと思っておりますので、調査のやり方についても、そういった私的な契約関係にある当事者間で調査をする。

お互いに契約をやりませんか、向こうはやりたいということで申し込んでくるわけですから、契約の当事者間としては、そういった信頼関係に基づいてやるものですから、調査に応じていただくのが筋であろう、そういった法律の中で、流れの中で、我々調査するところが、まず前提としてあるのかなと思ってございます。

【清水委員長】

それで、3ページ目の3行目、「発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うため独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し」云々と書いてありますね、業者からの事情聴取は極力回避しなさいと、自分でやるなということですかね。「事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により」、だから業者呼んでいろいろ聴き取りをしないで調査しろということですかね、ちょっとイメージがわかりません、これね。

【行政経営参事】

これはですね、微妙なところだと思っております。

我々ですから契約の相対の当事者として、事業聴取ということではなくて、契約をお互い交わす予定者としての聴き取り、心証形成、我々契約するかしないかの心証を形成しなければならぬわけですから、そういう契約の当事者間でのやりとりという位置付けを、ちょっと苦しいところですが、そういった位置付けをした上でやっていく必要があるのかなと、ですから、犯罪行為の疑いのある行為に対して事業聴取を行うという位置付けではなくて、あくまでも、お互いの契約の中で、信頼関係の中で、聴き取りを行っていくという、お互い契約する前の行為だという解釈でいかないとなかなかその辺の整合性はとれないのかなと、思っております。

今までも、ですからそういった談合情報を寄せられた場合に、先ほど申しましたように、各社から実際、聴取はしております。

それについて、そのあと公取には送ってます。

そういったことについて公取から特段、それはいかんということで指導を受けた経過はございません。

【清水委員長】

ただ、私、仙台の公取に行って聞いたことあるんですけどね、談合情報がきた場合、報告がある、それについて公取が動くことはないのかという風に聞いてみたら、特に個別の案件について、いちいち公取は動かんと言われたんですよ。そうするとですね、こちらで、余計なことをするなと言われ、公取がやってくれるのかといえば、公取はそう簡単に動かないということになりますので、どうも、公正取引委員会の方がね、その辺非常に姿勢が弱腰だなという風に私は感じましたね。

【行政経営参事】

私どもとしては、公正取引委員会の姿勢についてはコメントは避けたいと思いますが、あくまでも、我々自身が契約の当事者だという位置付けで、きっちりそういった信頼関係を醸成するために、いろんな聴き取りを行っていくというのが、許された行為ではないかと考えてございます。

【清水委員長】

そしたらね、業者じゃなくて、公務員はどうですか、県職員に対して調査する場合は、これは、業者との関係とは違いますよね。

【行政経営参事】

当然我々職務上そういったことを帯びますので、そういった権力関係の中で十分職員に対しては調査はできます。

【清水委員長】

それは業者とは違うわね。

この事情聴取という場合には、県職員が対象となることも想定されてますでしょ。

【行政経営参事】

我々の方から職員を最初から想定しているというのは、どうかと思うんですが、すべての者

は排除しないということで考えてございます。

【清水委員長】

官製談合というのはありますし、OBが関わるという件があったわけですから。
ほかにどうですか皆さん。

【小川委員】

フロー図の6ページを見ますと、監視委員会の事情聴取とか調査とか想定されておりますけれど、そういった場合に、今度、要綱から条例化された時に、条例の中でここまで全部が入るのか、それともなんか、別個、県の条例をみますと附属機関というのは、役目しか書いてありませんので、細かいところは、規則で対応するのか、要綱で対応するのか、その辺の、これからどうお考えなのか、教えてください。

【清水委員長】

ちょっとごめんなさい。

条例のつくりかたに関しては、後の意見交換のところで、改めてテーマにして議論したいという風に思ってます。

その時でいいですか。

今朝配ったんですが皆さん。

佐々木弁護士から、今日出席できない代わりに、文書でもって条例の内容に関して意見が出ておりまして、委員の方には今朝配りました。

これについて、後で取り上げて、議論をさせてください。

もう1つ質問しますが、前回ちらっと佐々木さんが言っておられたんだけど、通報者に対する扱いですね、課徴金減算制度でしたっけ、公正取引委員会がそういう制度をつくっているわけですね。談合に加わった者が、悔い改めてそれを通報した場合には、通報者について処罰をしないだとか、あるいを罰を減ずるとか、そういう仕組み、佐々木さんは入れてもいいだろうという風におっしゃたわけです。

この件については、今日の提案の中には含まれているんですか。

【行政経営参事】

前回は申し上げましたが、課徴金の減免制度、公取の方であります。

我々の方は、損害賠償金の予約金という形で10%から20%に引き上げさせていただきましたが、性格が我々の場合は、談合という不法行為によって現に県が受けた損害について賠償を求めるものでございますので、それを減免するというのは、ちょっと事の性質上違うんじゃないかと思っております。

ただ、一方、これは今後の検討課題なんですけど、今まで談合すれば指名の停止期間がございます。

今後は入札参加資格停止期間という形になるかと思いますが、そういったところである程度のインセンティブというか、例えば1年のところ短くするだとか、そういった検討の余地はあるのかなと思っております。その辺は、今日はまだペーパーには上げておりませんが、内部でちょっと検討を始めたというところの状況でございます。

【清水委員長】

そうすると課徴金減算を本県でやるかどうかについては、これから議論の余地はあるわけね。

【行政経営参事】

課徴金は公取で、損害賠償の予約金については、先ほど申し上げたように質がちょっと違うものでございますので、損害賠償金の減免ということは、今のところ考えられないと考えております。

【清水委員長】

その限りではね。

課徴金はまた別の話。

【行政経営参事】

課徴金は我々設定できません。公正取引委員会の方でかけるものですから。

【清水委員長】

それは公取がやり始めたので

【行政経営参事】

そうです。

既に始まっています。

【清水委員長】

既にやっていますから、適用になるということですね。

【行政経営参事】

課徴金は大丈夫です。

佐々木先生は、それに伴って損害賠償の方もできないのか、そういったインセンティブは付けられないのかというお質だったので、損害賠償は事の性質がちょっと違うのではないかと思っています。

ただ、先に申しましたように、そういったことで参加資格制限について、インセンティブか何かを考えられないのかなというところで、今、検討をしている状況でございます。

【須田委員】

4ページのですね、 と の問題でございますけれど、「落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札金額が一致」とその ですが、談合もなく、何もなく、たまたま一致するという可能性は全然ゼロと言えるのでしょうか。

【清水委員長】

佐賀県のやつね。

【行政経営参事】

可能性で言えば、そういうこともあるんだろうと思いますが、現実的にはなかなかそういったものは疑わしいケースに入るのかなと思っています。

ただ、ですから、その辺の心証についてですね、この委員会で、こういった方向でやるということであれば、具体的に事業者の方々から事情を聴きながら心証を形成していただくしかないのかなと思っています。

【須田委員】

全部疑わしいということじゃなくて、やはり幅広い考えをもってやらないと、本当に全然何もなくてたまたま一致するという可能性は出ないとは限らないと私も思いますので、こちらよく検討していかなければならないと思っております。

【清水委員長】

結構難しい問題ですよ、心証という風に言われましたので。心証という曖昧なものを介在させないで、むしろ、機械的にね、こういうケースになったらこれは流そうという方法もあり得るんですよ。

全然悪意なく偶然そうなっているだけであっても、それは運が悪かったと思ってあきらめてくれという考え方もあり得る。

だから、どちらがよいかというのは結構難しい問題だと思いますよ。

【須田委員】

そうですね。

それから、「入札参加者をすべて入れ替え、再入札の方法」とありますけれども、入れ替えというのは全然新しい人を入れるわけですか、果たして、そのそういう方が出るか出ないかということもあるかなとちょっと思っております。

【清水委員長】

これは、佐賀県のやり方ですからね。

【須田委員】

この件も検討しなければならないと思います。

【行政経営参事】

今、委員長からお話ありました件、今のお話の件、両方なんです、細部について、次回、3月中にもう一度お願いするようになりますが、そういった細部の設計については、また、お示しをしたいと思います。

ですから、先ほど言いましたように、今、委員長がおっしゃいましたように、事前にそういうことを謳って、こういう場合、こういう情報で、こういう場合は止めますよと、事前に言っ

てしまうのも一つの方法ですし、あと、そういうことを言わないで、最終的にいろいろな判断をしてやっていくという方法もあるので、いろいろな方法、やり方があるかと思いますが、そこは具体的にお示ししたいと思っています。

ですから、一回止めた後の、その参加事業者をどういう形でやるのかということも、いろいろ考え方がありますので、今、既におっしゃいましたように、全部入れ替えるのかとか、地域をまた別の地域の業者に振るのかとか、いろいろな方法がありますので、その辺についても具体的にお示しをしたいと次回思っております。

【江川委員】

私の方で前もらった資料の中で、建設業者と建設関係団体から聴き取りをされたときの情報、調査結果というものをもらったんですが、その中に、談合対策についていろいろ書いてある中に、「談合は、日本の歴史と風土が生んだ慣習であろう。」「談合は、様々な形での営業、情報交換の過程で発生するのではないか。」ということが書いてあるというわけですね。

これは、建設業界の中に、談合ということがなしに物事を決めるという業界体制というのが、根付いてない、文化として根付いてないということが1つ表れていると私は思うんですね。

業界内のコンプライアンスを高めるということが、私はすごく大事なことだと思って、これは県の方からある程度業界内で、もっとコンプライアンスを高めなさいよと、そのためには業界内部からの内部通報も積極的に県では受けますよと、内部通報者を出すことは、コンプライアンスが高まることなんだと、いう業界内での企業文化を変える、そういうような、先ほど清水先生がおっしゃった心証形成というような形で事務局もおっしゃいましたけど、まさに、そういう企業土壌を変えていかないと、形が変わるだけで残るというケース、形もあるわけですね、お互いにメーリングリストを作って、何かをすとかですね、それは、冗談ですけど、そういった形でですね、やっぱり企業土壌を変えようという行政からの働きかけはあってしかるべきだと思う。

そういう意味で先生さっきおっしゃったようなインセンティブの付与をきちっとやってかないと、土壌文化が変わらないんじゃないかと私は思うんですけども。

【清水委員長】

先ほどの話だと課徴金減免制度というのは現に行われているわけだから、やってるんだよということをですね、業者の方に広く周知するということをやっておられるんですか。

【行政経営参事】

今、江川委員のおっしゃること正しくそのとおりでございますし、私の方の知事も就任以来、まず、企業体質、企業風土、コンプライアンス充実ということを真っ先に申し上げてございます。

その結果ですね、我々も先週も研修会、事業者の方集めて研修会をやって、公正取引委員会からも来ていただいて、制度の説明もさせていただきましたし、そういったコンプライアンスの重要性も説かせていただきました。

それについては、私どもも知事の方から指示をされておりますので、随時、今後もこういった形で、業界の方には働きかけをさせていただきます。

建設業協会の方も仄聞しますと、協会の中にコンプライアンス委員会なるものを立ち上げるやに聞いておりますし、そういった中で、お互いにそういった意識を高めていくことを不断にやっていかなければならないと考えてございます。

【清水委員長】

はい、安齋さん。

【安齋委員】

検証委員会の方からちょっと補足説明させていただきますけれども、業界の方からそういう話が出たのはですね、1つには、ランクで言うと、今のランクで言えばCランクの業者で、ほとんどが市町村の工事、土木工事なんかをやっている業者なんですが、結局事情聴取をやった段階で、こういったものも談合というんですかという質問の中に、話し合いも何もないんです、例えば、ある地区の道路の補修工事という、もうそのAならAという業者がやるのがわかっている、ほかの人は触らないんだと、自動的に決まっちゃうんで、こういうものまで談合というんですかという質問あったね。

そういう中で出た議論の1つなんで、そういう意味で、一般論というか、業界全体が談合やっているという意味じゃないみたいなんです、その辺はちょっと違うみたいです。

【清水委員長】

私の記憶に良く残っている話は、縄張りと言葉という言葉なんです。

指名制度ですからね、指名されたときに、この地域のこういう工事ならば、今度はあそこだなという暗黙の、何て言うのかな、了解があって、入札には参加はするけれども、落札する業者は、大体決まっていて、ほかのところは遠慮して高い値段を入れると、そういうのがあるんだと、いう話は聞きました。

これを談合というのは難しいんだと思います。

ただ、指名制度がなくなれば、そういう状況はかなり変わるという風に思っておりまして、落とすつもりのない業者は、最初から参加しないだろうということです。

そうすると逆にね、応札者が少ないというケースが出てくる可能性があります。一般競争入札の難しいところですね。これはやってみないとわからないと思います。

応札ゼロというケースが、頻発するようだと行政の方としては困ってしまうと思いますよ。

これは、様子を見るしかないと思います。

【安齋委員】

今回の改革です。指名競争入札が全廃になりまして、要するに制限付一般競争入札という形になったんですが、それで議論をいろいろやった中で問題出たのは、一部の委員は一般競争入札にすると、参加する業者が増えるだろうという意見があったんですが、逆に私は違いますよと、今までは、やりたくないけれども、参加したくないけども指名されたので、渋々参加するという形でいた業者は逆に参加しなくなりますよと、あともう1つは、必ずしも県の仕事は採算の良い仕事ばかりじゃありません。不採算な仕事もありますので、今までは指名競争入札の時にそれを絡めてやってたんですね。だから小さい工事にもAとかSの業者が入ったりしてですね、採算の悪い工事は抱き合わせみたいな形でやってた面があるんですが、それが今度、制限付一般競争入札になると、そういう工事からは皆さん離れますよと、だからおそらく参加する業者は少なくなりまして、逆に問題が起きるかもしれませんと、逆に1者とか2者きりしか応札しないケースもありますよという話をしたんですね。

それで現実問題として、新聞にも出ましたけども、除雪、例えば福島市の除雪の工事が、結局入札したら参加業者が全部辞退しちゃったと、2回、3回くらいやりましたかね。

それで結局随意契約に近いような形でようやく業者を説得してやったけど、それでも応札しなかったところは、やむを得ず臨時職員を雇って除雪の作業体制に入ったと、そうしたら暖冬になっちゃって、結局いまのところ1回もないんでしょう。

結果的にあの雇った人は無駄になっちゃったんですね。

でも、それを非難できないんですね我々ね。あの事態ではね。いろんな問題が起きるんですよ。

いずれにしても今回は制限付でありますけれど、一般競争入札になりますので、だぶん参加する業者はかなり減ってくると思います。

さらに問題となったのは、参加する可能性のある業者を高めようということで、委員長ともいろんな議論をやったんですが、とにかく50者程度はですね、1つの工事の中で参加できる体制にしようという形で、先ほど決まった格付要件とか地域要件とか、あれを絡めて少ないところは隣の業者、隣接の管内含めて50者にしよう、あと、南会津みたいなところは、業者が元々少ないから、そういう時は30者でもいいだろうとかいうことを作ってやったんです。

もう1つはですね、ほかの県のちょっといろいろデータを調べたんですが、一般競争入札を推進しますと、叩き合いになりますので、談合情報も減ってくるそうです。

現に宮城県にも聞いてみたんですが、この1年間は1件も談合情報がないと、だから部会はあるんだけど、閉店休業の状態ですという情報入ってます。

まあこれから福島県がどうなるか、この前の委員会の時に最後に佐々木委員と委員長と3人で話したんですが、おそらく佐々木委員が心配するような談合情報は私は少なくなると思いますよと申し上げたんですが、だといいいんですけどねというのが、佐々木委員からの話でございました。以上でございます。

【清水委員長】

指名を止めて一般競争入札にすると参加者が減るという可能性は十分あるんですが、ただ、先ほどの説明にあった通り、指名競争入札の場合には参加者数が見かけ上は多いけれども、実は落とすつもりもない業者が、義理で参加してる、だから、実質的な競争というのは、見かけほどは高くないとは言えるんですよ。

ほか、どうでしょう、論点をお出しいただきたいと思うんですけども。

【羽田委員】

私はですね、思い切って、入札前情報、入札後情報を含めて、厳しい基準を私は作るべきだと思っているわけです。

件数がどうとかなんかじゃなくて、今回のスタートが、談合が悪であるとか、事実は別として、こういうことがあって県で見直そうと、で業者にもそれなりのコンプライアンス含めて求めているわけですから、私はもう少しですね、明確な基準をきちんとやっぱり出すべきだと思う。

【清水委員長】

佐賀県のような。

【羽田委員】

はい。

ですから、入札前の情報があれば、この組織が県も含めて、事情聴取もするんですよと、その入札に参加している部分とか、入札が終わった場合に、談合情報があった場合に、こういう基準があればダメなんですよというのをはっきりすることによって、私は逆に、業者もそれを受けて、やっぱり談合とかなんか、段々そういう風潮がなくなっていくような気がするんですよ。

私はそういう考えです。

【行政経営参事】

羽田委員の話にありましたように、そういった考え方も1つあると思いますし、次回にですね、そういったいろんな考え方ありますので、やり方も含めて具体的にお示しをさせていただきたいと思ってます。

【安齋委員】

8ページに事務局の参考案が文で出てます。

これをもう少し練って、次回もう一回示してください。お願いします。

ここに参考文載っているんですよ。例示ですけど。

こういう場合は、談合情報じゃないかという形で。

【清水委員長】

それで、次回何を。

【安齋委員】

佐賀県とか何かの例を入れながら、これをもう少し煮詰めて、事前公表するというところでしよう。

羽田先生。

【羽田委員】

じゃあ、追加をしていいますと、参考にちょっとあるんですが、やはり、私は、これだけ事例が出るということは、県の担当職員の中でも、やっぱりそれらしきものがあつたんじゃないかという認識があると思うんです。

この事例じゃなくて、もしかしたらという不安な部分で、おそらく担当職員もいたと思うんです。

だから、事例がこれだけ詳しく、具体的に出るとすれば、やっぱりこういう不安をなくすという制度を作ってほしいなということです。

【行政経営参事】

一言だけ申し上げておきますが、これ実は私ども内部じゃなくて、他県の例をすべて、いろんなホームページとかいろんなところを出ているものを拾って書かせていただきましたので、すべて私どもも常々認識してこういう例が多々あるというわけではないので、そこだけちょっと

御容赦願いたいと思いますが、要はですね、安齋委員、羽田委員おっしゃいましたように8ページに書いている事例で、じゃどういったものをきちんと明確化をして取り上げて、いわゆるかなり黒に近いグレーだという形で判断して止めるかとか、そういったものについて、次回具体的にお示しさせていただきたいと思っております。

【安齋委員】

談合情報については、法律的な問題もありますので、今日欠席の佐々木委員の意見も聞きながら、じゃあもう少し次回煮詰めていただきたいと思います。以上でございます。

【清水委員長】

今日はこのぐらいにしてよろしいでしょうか。

それじゃ継続審議です。

ここで10分間休憩を入れましょう。

10分後にまた再開します。

<休憩>

【清水委員長】

それでは今の案件は継続審議です。

次の件に進みましょう。

「働きかけの記録等の取扱いについて」という件です。

これもですね、量は少ないんですが、内容は微妙で、結構難しい問題がありますので、慎重に審議しなければいけないと思います。

今回は、論点の提示ということに留まるということですので、どうぞ、お願いします。

【行政経営参事】

(資料5により説明)

【清水委員長】

なかなか難しい問題だと思いますが、考え方についてお示ししていただいたという、論点提起をもらったということです。

意見交換をしたいと思いますが、どうでしょう。

こういうことに詳しいのは安齋さんですか。

【安齋委員】

じゃあ、検証委員会からの説明をさせていただきます。

検証委員会では、ここでは働きかけになってますが、口利きという形でまとめております。

要するに、例えば、政治家だとか、三役とかあるいは県の幹部のOBとか、そういう方から、特定の業者を例えば指名業者に入れてくれたとか、あるいはランクを例えばBランクをAランクにしてくれたとか、そういった具体的な要請があった時に、どうするかという問題で監視機能とかを高めようということで、口利き制度を作ったらどうかという形を言ったわけですね。

具体的に例えばわかりやすいのは、政治家からもし具体的な先ほどのような話があったときにですね、一定の書式を作って、そこに全部働きかけ、口利きがあった時、相手とその用件とあと立ち会った人の名前を全部入れて記録を残しなさいと、少なくとも公表するシステムを作れば、おそらく口利きはなくなるだろうという形で申し上げた次第でございます。

ただ、問題は、口利きの具体的な定義をどうしようかということがあったんですが、例えば、この地区に橋を建ててほしいだとか、道路を造ってほしいだとか、それは要望だから口利きではないでしょうと、具体的には例えば業者を指名競争入札の中に入れるだとか、そういう形のだけが口利きじゃないかと、ただ、今度指名競争入札がなくなりますので、そういう意味の範疇の働きかけはおそらく少なくなってくるだろうということで、具体的にどういう形のものが口利きがあるのかについては、検証委員会では方向付けしかできませんでしたので、それは事務局の方で考えてくれと、もしその時に監視委員会の機能を高めるのであれば、監視委員会の方と相談しながら進めてくださいという形で、検証委員会としては議論はあの辺で打ち切ったという形でございます。

ただ、かなり法律的な問題もありますので、だぶんこれも佐々木委員の意見を聞きながらですね、法律的にどうするか、今日はたぶん継続審議にならざるを得ないかなという感じでございます。

あと問題は、大事なのは定義と対応をどうするかということですね。

口利きをする方ですか、ここでは、例えば首長とか議員とか各種団体の役員だとかあるいはOBが入ってませんけれども、OB何かも入れるのかとかその辺の整理をどうするかですね。

そういうことですね、事務局。

その辺は、もう少し練らないとわからないですよ。

ちょっと悩ましい問題なんですよ。あんまり広げても結局政策形成ができなくなっちゃうし、狭めるとまた口利きが復活するかもしれない。

ただ、いずれにしてもこういう制度をつくと抑止機能が高まりますので、おそらく口利きは段々なくなるというか、全廃に近くなるんじゃないかと思います。

現に宮城県の例を見たんですが、制度を作ったんですが、結局公表するのはないみたいですね。

そういうのをつくっちゃうと議員さんも言うに言えなくなっちゃうという形になっているみたいです。

実際、あと叩き合いになってますので、宮城県なんか。

だから今落札率が8割を切って叩き合いをやっているという状態のようですので、口利きをやっているような余裕はないそうです。以上です。

【清水委員長】

私の意見なんですけれども、もし、口利きはなくすべきであるということ的前提を立てますとですね、口利きは公表しようとした場合に、やっちゃいけないことを暴露することになりますよね。

口利きをゼロにするためにやると当然そうなると思うんですが、しかるべき公職にある者から職員が何か言われた時に、公表すること自体が「けしからぬ事をやっている」というようなことを公にするわけですから、そういうことをするに当たっては、職員の側に非常な覚悟が必要になってくる。

上司というか、権限を持った人からの働きかけに対して「こういうけしからぬ事を言われたぞ」と暴露するわけですからね、相当大きなプレッシャーがかかると思います。

したがって、そういうことを職員に強いることにはかなり大きな無理が生じる可能性がある。

むしろ、やっちゃいけないことを暴露するんじゃなくて、いろんな要望なり、陳情なり、いろんなものも含めて出てきたものをみんな出して出してしまおうと。

その中で、これはけしからぬというものがあるかどうかというのは、監視委員会なり県民の判断に任せる。

そうであれば、割と情報が出しやすくなると思うんですよ。

だから、違法なといいますか、やってはいけないことを暴露するための制度にしてしまうと、かえって出にくくなってくる可能性がある。

そこが難しいところじゃないかと私は感じます。

前の知事が「何々建設はがんばっているよ」と言ったとかね。

そんなのが問題になりましたわな。

「知事ががんばっていると言った」という情報を職員が出すというようなことは、非常に勇気がいると言いますか、かなり難しいことではないかと思えますね。

【安齋委員】

これ、悩ましいんですけれどね。

結局聞いた人がこれは働きかけ、口利きだと思った時は書けばいいんじゃないんですか。

そう割り切るしかないと思うんですよ。

これ定義が難しいんですよ実際ね。

例えば、何処何処の会社ががんばっていると言われたら、それはプレッシャーと感じたら対応するという位で、あとは具体的にどこで線引きするか、宮城県の例も見てみたんだけど、非常に難しいみたいなんですよ。

【清水委員長】

繰り返して言えば、何かあったときはけしからぬと思わなくともどンドン出したらいいんじゃないんですか。

そうしないと、職員にはちょっとプレッシャーかかり過ぎると思いますけれどね。

【安齋委員】

1つ言いますと、議員さんから話が来た時に、先生、これ、口利きに該当するかもしれませんが、公表する事項になりますけれどもよるしいですねという引き下がるそうです。

現実問題として、公表されちゃうわけでしょ。誰々がこういう話でやったと。

そういう時に口利きに該当するかもしれませんがよという謎かけするんですって、それで十分だそうです。

あと、宮城県の場合は対応記録表をつくってそこに全部記録が残ってますんで、書かれてまで口利きは議員さんの方で止めちゃうそうですので、だぶん、そういう抑止効果が大きいようですね。

【須田委員】

口利きにもいろいろありまして、実際この談合関係みたいな感じの口利き、業者この人お願いしますという口利き、そういうのはやっぱりいけませんけど、紹介っていうんですか、こういう人いますよという紹介はやはり同じような働きかけになるんでしょうか。

【安齋委員】

今まで指名競争入札でしたので、そういうことが起きたんですね。今度は制限付きですけども一般競争入札ですので、もう要件を満たせば業者は参加できますので、そういう形の働きかけはなくなると思いますね。実際。

ただ、問題なのはもう1つあるんですが、例えば、議員さんからと言ったら失礼なんですけれども、相手方が課長なりの所に来て働きかけをするなら、例えば課長もいるし、課長補佐もいるし、二人の同席で記録表は作れるんですが、問題はたぶんですね、電話できたときどうするかと、ピーカー機能に切り変えて、課長とかみんな聞いてこれどうすると、そうなっちゃうけどそこまでやるかですね。

【清水委員長】

でも、それは、職員一人だっていいんでしょう。

別に二人以上聞いてなければいけないということはないよね。

【行政経営参事】

そこまでは書いてないんですが、例えば、電話等で来た時はどうするんだということも中でありまして、やはり、御本人の確認を何らかの形できっちり取らないと、後々トラブルの基になるんじゃないかということで、本人確認等は後ほどさせていただくということは、中で考えてございます。

【羽田委員】

ちょっと、県の考えをお聞きしたいと思うんですが、内容等についてはこれから論議をすると思うんですけども、職員に対する、保護といたら変だけれども、やっぱりこれらのことは、ほとんど上の方ですよ、言ってくるのは。

その場合にやっぱり踏み切らせるということになれば、このことによる不利益というのかな、処分とか、そういうものもいろいろ出てくるわけですよ、人間ですからね。

だからそのきちんとした保護規定というのかな、身分の保障とか、そういうものを同時に明記していかないと、制度があるから言いなさいということでは私はちょっと難しいのかなと。

ここにそういうことは書いてないんですけども、そういう場合については、例の国に公益通報者の保護法というのがありますけれども、それを該当させるのか、それに準じた基準を作るのか、そういう考えがあるのかちょっとお聞きをしたいと思います。

【清水委員長】

次の議題に係りますが、必要な限りで。

【人事参事】

お答えいたします。

働きかけの記録につきましては、基本的にこれに該当するものについては、書いていただくというのがこの制度の仕組みですので、記録をして組織的に対応すると。

手続的にきちっと上司まで上げていくという手続を必ずとってもらおうということにしつつ、他方ですね、この中ではなかなか対応しにくいということである場合は、内部通報ですね、公

益通報の方でも対応は可能だと思いますし、それについては、当然秘密性も保持すると。

私どもとしては、不利益な取扱いというものには当然取り扱わないというのが公益通報者保護法の主旨でございますので、そういった主旨を踏まえて当然事務を取り扱っていくこととなりますし、今後要綱の中に落とし込んでいくという風にしたいと思っております。

【安齋委員】

資料5の働きかけと次の資料6に出てくる県職員公益通報制度、検証委員会ではどちらかというセットで提案いたしました。

それでこの制度はどちらかといいますと、県職員を守るための制度として検証委員会としては提案した制度でございます。

逆にいろいろな働きかけがあった時に、口利きを受けた職員を守ってやろうということで、提案した制度でございます。以上です。

【清水委員長】

これ、公表するしないを判断するのは、個々の職員、個人じゃないですね。

【行政経営参事】

おっしゃるとおりで、各部横断的な、名称は未だ考えてないんですが、委員会みたいなのを作って、そういうところで公表すべきものかどうかを判断して、統一的な見解で公表するというにしたいと考えてございます。

【清水委員長】

これ位でよろしいですか。これも継続で、次回改めて、大変でしょうけれども、具体的な文言にしたものを御提案いただくということになるかと思えます。

よろしゅうございますね。

【行政経営参事】

もう1点だけ御示唆いただければ大変ありがたいんですが、一定の公職にある者等の範囲ということで、今、ここに記載の方々が書いてございますが、こういった公職、首長であるとか、議員さんであるとか、そういった方の親族なり秘書なりそういった支援する方々も含めるべきではないかというような意見も内部でございまして、その辺についても何か今日御示唆がいただければと思っております。

【江川委員】

わたしちょっと県の方と全然違う仕事の話をする機会があって、その人は地元の出身で、地元の振興局で働いているんですけども、地元の出身で、地元の振興局って働きにくいんだよねという話をその人がしていて、どういうことかということ、同級生とか知り合いが多いということですね。

同級生とか知り合いが意図するのは違った結論を出さなきゃいけないようなこともあって、違う振興局が理想なんですけどもその職員の方はおっしゃっていたんですけど、まさに今の形だと思うんですが、要するに知り合いであるだけでもなかなか難しいところもあるということで、必ずしも政治家とか限らない範囲でその人自身がスムーズに仕事をする上で妨げになるというような関係性にある人に範囲を広げていった方が、私としてはいいかなと思ったんですが。

【清水委員長】

公職にある者に限らず、一定の利害関係のある者という形になりますかね。

各種団体等の役員の各種団体というのはどういうものを想定されてますか。

【行政経営参事】

そこは利害関係のある団体等を今のところは想定しております。

あとは政治団体等もそういった中で入ってくるのかなあという感じで具体的に検討しているところでございます。

【清水委員長】

はい、どうぞ。

【安齋委員】

先ほども申し上げましたけれども、口利き制度が機能したというか、機能したというのもおかしいんですけど、どちらかという指名競争入札があった時代なんですね。これからは指

名競争入札が全廃になりますので、ほとんどこれが機能することはなくなるんじゃないかと私は思っています。

だから宮城とか長野で制度を作ったら逆に公表する事例がなくなってきたということになるんじゃないかと思います。

ただ、いずれにしても、枠組みだけはきちんと作ってください。以上です。

【清水委員長】

例えば、この辺の道路を是非つくってほしいんだというのは個別の契約に関わることではないから、これは該当しないんですよ。

これは政策的な問題であるということで、その区別もきんとしなきゃいけないわけです。

【羽田委員】

私はどちらかに絞った方がこれいいのかなと思うんですよ。

今、江川さんが言ったように、職員が働きかけと思った対象を全部広げちゃうのか、逆に働きかけというのはこの部分だけなんですと絞るのか、これでいくとどっちもあるんで、これになるとちょっと、両方広げちゃうと大変な業務じゃないけど、全ての案件が判定も含めて、上司もなかなかきついなと思うんで、私はどちらか入り口を絞った形で検討してもらった方がいいのかなと思うんですけど。

【清水委員長】

入り口というのは、

【羽田委員】

江川委員の案がいいなとは思っているんですけども、職員として、友人、知人、上司とか抜きにして、自分がそう感じる案件はすべてこれに該当させるという方がいいのかなと。

若しくは、こういう仕事、こういう認可事業に対してあった場合は、今度の口利きだということで該当するですよという両方を追わないでどちらかに絞った方がいいのかなと。

【清水委員長】

検討してもらえますか。

【行政経営参事】

次回ですね、両パターン、いろんなパターンがありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

【安齋委員】

これは、土木と農林の方からも意見を聴いてまとめたんですね。

土木も農林も了解しているんでしょうね。

実際、携わったのはこの2つの部門が多いので、その辺の意見を聴きながら整理しないとねいけないと思います。

【行政経営参事】

土木、農林の了解云々よりも、やらなくちゃならないものはやるということで考えております。

【安齋委員】

土木から権限を外してですね、総務と出納の方に契約と入札を移して、しかも監視委員会もこちらの管轄にしたものですから。

【清水委員長】

では、次回具体的な案が出てきますので、そこで改めて議論をしましょう。

次の案件ですね、県職員公益通報制度について説明をしてください。

【行政経営参事】

(資料6により説明)

【清水委員長】

これは別に入札に関わる案件だけを想定しているのではなくて、一般的な公益通報ということですので、もし、この委員会から何か意見があれば出してくれというそういう主旨ですよ。どうでしょうね。

これは、あくまでも県職員の通報について言っているだけです。

【田崎委員】

やはり、通報した時に、その後自分がどうなるかという不安があると思うので、その辺をきちんと明記していただいてやらないといけないのかなというのがあったので、この中だとそういったことはどこに書いてあるのですか。

【行政経営参事】

それは、法律にも規定されてございますので、ただ、先ほどの羽田委員の話にもありましたように、職員向けについても改めて法令で書いてあるものも明記させていただきたいと思えます。

【安齋委員】

補足説明させていただきます。

検証委員会でこの制度も先ほどの口利き制度と併せて提案したのはですね、これは目的としては、職員を守ろうということなんですが、例えば、上司、課長とか何かが、談合の方に荷担しているとか、あるいは、口利きを受けちゃったとかをいうのを、例えば、下の者が、一般の職員が見た場合に、それを内部通報してくださいというシステムをつくってくださいという意味なんですね。

最初は内部密告制度なんて言葉あったんですけど、密告なんて言葉は語感が悪いから内部通報制度ということで検証委員会ではまとめてですね、仕組みづくりをしたんですね。

元々の議論をここで言いますと、例えば、県が行う公共工事に関して、県の職員等が入札談合への荷担や不祥事に関係した場合、または、想定されると思われる場合における内部通報を受け取るシステムを策定すべきであると、そうしてその際、内部通報を行った職員等を守る仕組みづくりが必要ですよということでもまとめた仕組みでございます。

ただ、あと、公益通報制度というのは法律で制定されていますので、格別法律で決まっていることは条例だとか内規で書くことはないということで、その仕組みが書いてあります。

ただ、あと、現実問題として、これを見ると担当弁護士を複数置いて、そこにも情報を集めようという仕組みなので、これは、弁護士会とも協議してやるんですか、それとも、単独に指名するんですか。

【行政経営参事】

弁護士会と協議をさせていただいているところです。

【清水委員長】

今までこういう制度はなかったわけですね。県庁にはね。

余談になりますけれど、私授業で、企業の社員が上層部の不正を知ってしまった時にどう行動すべきかということで、ワークショップをやったことがあるんですけど、いろんな選択肢がありますね。

競合する企業にこっそり言って、そっちの方に再就職するとか、あるいは匿名でマスコミに通報するとかですね、でも匿名の情報は信用されないよといったいろんな議論をしたことがあります。

中にはその本人が会社で守られても地域で子供がいじめられるとか、学校でいじめられるとかですね、そんなことまでいろいろと意見としては出てきました。

なかなか大変だと思いますよ。実際に通報するとなればね。

よろしいでしょうか。

本委員会としては、特に異論はないということでよろしいですね。

それでは一応審議事項は、これで終了しましたが、意見交換の中で、1件ですね、前回もちょっと話題になった件です。

本日、欠席しておられます、佐々木弁護士から昨日の夕方ですけれども私の所に出席できないからということで、意見書が寄せられました。

その中身を概略申し上げますと、提案されております特に談合情報の扱いに関しましては、大変良くできているということで高く評価をされた上で、より一層基本的なところで意見があるんだということです。

それは要するに条例の作り方に関してです。

ただ、条例案については、公式にはオープンになっていないわけでありまして、議会に上程されていないものをこのテーブルに載せるわけにはいかないけれども、今までの説明によりま

すと、設置条例に関しましては、その委員会の名称並びに職掌についてですね、極めて簡潔に列挙されるに留まるということです。

それに対して岩手県だの宮城県だのでは、本県においては要綱という形で定められている詳細な内容まで条例で規定しているということですね。

しかも、条例の中には調査の権限についても明記されているし、委員会の意見についてはこれを尊重しなければならないという知事の尊重義務も明記されている。それに対して福島県では条例に盛らずに、どうやら要綱や規則の中で謳うようになるようであると。

これはですね、今回の一連の事案が官製談合という内容を含んでいたことを十分認識していないものであるというのが佐々木さんの評価です。

昨日の裁判の判決でも裁判所はこれは官製談合であるという認定を示したということでありまして、例えば、先ほど申しましたけれども、この委員会が、疑わしい事案について調査する時、調査の対象としては、専ら業者が想定されて、県職員を調査の対象とするということは、当局は想定していないんじゃないかというようなことで、今、用意されているような規定の仕方です。そういうことがこの委員会でするんだらうかという懸念が表明されているわけでありまして、したがって、佐々木さんの御意見としては、条例において、この委員会が調査の権限を持つということ及び委員会の意見については、これを尊重する義務があるということに記載すべきであるというのが御意見です。

ただ、先ほど言いましたように既に条例案は用意されておいて、議会に出るものでありまして、この委員会ですべてをテーブルに載せてどうこうすることはできないと思います。

したがって、この委員会としてちょっと議論したいと思うんですけども、意見がまとまれば、意見を出してその上で議会の方ですべてを考慮していただくということは、議員の皆さんにさせていただけると思います。

概ねそういうことなんですけど、資料お持ちでない方のためにちょっと紹介しますと、宮城県の条例の中にはですね、「委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。」という風に謳われている。

岩手県の条例においては、「委員会は、必要に応じて議事に關係を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。」と。それから岩手県の条例の中に、「知事は、前項の規定に基づき委員会から意見が述べられたときは、その意見を尊重して必要な措置を講ずるものとする。」と、そういう文言があるということでありまして、福島県でなぜそれができないのかという御意見なんです。

御本人がいらっしゃらないんですが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

【小川委員】

先ほどちょっとお聞きしたんですけども、先ほどの談合情報対応フローの中で、入札制度等監視委員会の方で事情聴取とか、調査ということが文字で出ておりますので、そうなった場合に、福島県の附属機関の設置に関する条例というのを見ますと、執行機関が知事で、附属機関が審議会で、その下が担任する事務というようなことで、今回の入札制度等監視委員会の方も、担任する事務が出るだけで、詳細が出てこないんじゃないかと思っておりますので、こういった詳細を規則で定めるのか、要綱で定めようとしているのか、その辺のことをちょっと教えてくださいたいと思います。

【清水委員長】

要するに設置条例については、設置する附属機関がずらっと列記されて、全体を包括するものとして、規定があつてですね、その第3条に「前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。」ということになっておるわけですよ。

つまり、極めて抽象的な規定のみ条例に掲げておいて、それに関する組織及び運営については、執行機関が定めるという形になっていて、これが極めて不十分であるというのが、佐々木さんの御意見なんですよ。

それを踏まえて、だから、そういうことは条例ではなくて、どこで定める予定なのかということになるかと思ひます。

【行政経営参事】

大前提としまして、今回の官製談合だったという反省に立脚すべきという意見と条例のつくりは、私どもはリンクしているという風には考えておりません。

当然、談合等の反省に立った上で、こういった新たなところに一步踏みだそうということでお願いしているわけですが、条例のつくりは、各県ともいるんなつくり方があるのは事実でございます。

我が県としては、今まで附属機関については一括条例で規定して、執行機関で定める規則で具体的な細目は定めるというつくりにしておりますし、今回もそういう風な形でやりたいと考えてございます。

条例と規則どう違うんだということがありますが、規則は内部を縛るものでございますので、当然、効力は同じような形であります。

それから、先ほど来、調査権限という話がございますが、宮城県の条例、岩手県の条例でも「できる」という規定ということで、当然、私どもも附属機関で大前提としてこういった問題について調査審議するという条例上明記をしておりますので、調査するのは当たり前であります。

あたかも宮城県、岩手県が「調査できる」という規定をしたから、県民に調査に応じる義務が発生することではありませんが、法令のつくり、前回は申し上げましたが、県民の権利を制限する、義務付けをする、そういった条例については、そもそも事務そのものが、従前の行政事務という形で県民の権利義務を縛るような事務の流れの中で条例でそういった権利義務を規定できるということになりますので、今回事務の発生は、申し上げたとおり契約という私法関係がスタートでございますので、こういった規定をしたからといって、法理上は縛れるものではございません。ただ訓示規定に過ぎないのではないかと考えてございます。

先ほど来、もう一度繰り返しますが、談合情報についても調査審議をすることを明確に定めさせていただきましたから、そういった中で委員会の中で調査をするというのが大前提となっておりますので、その調査のやり方等々については、規則レベルで定めて、それも当然公示になりますから、規則レベルで定めれば十分対応は可能ではないかと考えてございます。

【清水委員長】

規則を制定する際、あるいは改廃する際、この委員会との関係はどう考えておられる。

【行政経営参事】

当然、この委員会の役割に関わるものですので、先ほど申し上げましたように、次回、談合情報の処理と併せまして、そういった役割についても入ってきますから、具体的にどうするのか、何をするのか、そういったものもここで議論をいただきたいと考えてございます。

【清水委員長】

執行機関が定めるとはなっているけれども、この委員会に諮って、事実上、ここで決めたとおりにやるということですね。

附属機関というのは、一般にそういうものなんですか。

【行政経営参事】

いろいろな、生い立ちがありまして、いずれにしても、附属機関が発足するときは、委員の皆さんの役割とか具体的に何をするかということをお諮りしながら進めていくのが筋でございますので、我々、委員の皆さんが欲しない、役割として考えられないものまで、我々役割として付加をして、お願いをするということでは考えてございませんので、そういった方向性について、御了解を得ながら運営を進めていきたい、規則を定めていきたいと考えてございます。

【清水委員長】

尊重義務については、どういう風にお考えですか。

【行政経営参事】

これも法律のつくりの話になってきますが、そもそも自治法上、附属機関が設けられているのは、県だけではできないものについて、専門家の方々、いろいろな幅広い観点から意見を聴きながら調査をしていただいて、意見を聴きながら進める場合に附属機関を設置することです。当然、こちらが必要性に迫られてお願いをするという中で、尊重義務というのは法令上当たり前の話なものですから、それを書くから尊重する、書かないから尊重しないじゃなくて、法令上そういった形でビルトインされていると考えてございます。

【清水委員長】

書いていけない理由があるわけではないですよ。

【行政経営参事】

書いていけない理由は何もありません。

ただ、我が県としては、全体としてそういうつくりをしてございまして、当然のことということで、ビルトインさせていただいていると考えてございます。

【清水委員長】

規則の中でそういう文言を入れるというのはあり得るんですか。

【行政経営参事】

あり得ますが、何度も申し上げたとおり、法令上当然のことですから、それを再度謳えという御指示であれば、謳うことも可能であると思います。

もう1点だけお話し申し上げますと、今、国の方では、逆に尊重義務規定というのを削除する方向にいつている。

それはなぜかと言いますと、当然尊重はするんですが、最終的に処分等決定するのはどこかという当然行政機関でありまして、行政機関の処分権との兼ね合いでいきますと、わざわざ尊重義務、尊重規定というのを入れると、かえって混乱するんじゃないかという流れになってきまして、そういったものを敢えて謳わない方向に行くという整理を今されつつあるというところであります。

【清水委員長】

処分するのはあくまで処分権者であって、こういう委員会の決めたことを尊重しなければいけないとしておくと、委員会が決めたんだからやったんだという口実に使われるということですよ。

責任の所在をはっきりさせるためには、むしろ尊重義務は書かない方がいいということらしいですよ。

それも言えるのかなと思ひましてね。

国の方ではそい方向に動いているんだということだそうです。

【安齋委員】

これからは、要綱でなくて規則でやるんですか。

【行政経営参事】

規則で定めたいと考えてございます。

【安齋委員】

要綱はなくなるわけですね。

【行政経営参事】

もっと具体的な細則を決めるときは要綱もあり得ると思います。それは作りだしたいと思います。

【安齋委員】

大事なものは規則の方にもって行って、細かいのは要綱でやると。

【清水委員長】

規則の方が格が高いわけね。

【安齋委員】

それから検証委員会の絡みで申し上げますと、ここで宮城県の例が出ているんですが、検証委員会でこの話題はしなかったんですが、宮城県で条例つくっているのは特殊な事情があるみたいなんです。

というのは、隣の県だから言っていいいんでしょうけども、あそこは浅野前知事と県議会とバトルやってたんですね、そこで、本来ならば要綱でいいものを議会の方でだめだと全部議会の方の了解事項ということで、逆に、議員さんの方で条例を持って行ったみたいなんですよ。

そういう特殊事情があるので、ある意味で何でもかんでも条例化しちゃって、議会の監視の下でいろいろやっていたという特殊事情があるようでございます。

それともう一つ、前回の委員会の後にですね、佐々木委員と私と委員長と含めて意見交換をしたんですが、文書では佐々木委員厳しいことを言っているんですが、本音を聞いてみたんですね、尊重義務に関してなんですけれども、尊重は十分してますよと私は佐々木先生に申し上げ

げたんですね、というのは検証委員会で提案したやつも結局すべて受け入れてもらったんですね。

我々が想定した以上に厳しい形で受け入れてもらって、現在いろいろな制度をつくってもらってます。

それからあと、暮れにやった監視委員会ありますよね、あの時監視委員会からきた要望の中で私は新聞見てびっくりしたんですが、条例云々という意見が出たんで、私は個人的にはこれは県は受け入れないだろうなと思ったんですよ。

ほかの要望は受け入れても、この条例化というのはなかなか福島県では例がないので、私はこれは県としては受け入れ難い要望だろうなと思っていたんですけども、結局、県は受けて条例化の方に持って行きましたので、佐々木先生が心配していたやつは、十分尊重してますので、わざわざ尊重義務入れなくても、もう十分県の方ではわかっていますよと言ったら苦笑いしてましたけれどね。

それはそうなんだけれどもと。

ただ、その時、佐々木委員が言ったのは、私が強く言っているのは、この委員会で言わないとだめかなと思って言ったんですけど、そういう意味で言ったんですよ。委員長。

打ち明け話なんですけれども。

そういう意味で絶対これやんなくちゃだめだという意味ではないんだというのが佐々木委員からの意見でした。

これがあるともっといいと。

私は逆にその時に、権限をもらうということは義務が発生しますよと、先生それは承知の上で言っているんですねと申し上げたら、それもわかっていると、わかった上で言っているんで、それは自分でも悩ましいと思いつつもこれ条例にあった方がいいかなと、そういう意味で、言うとならばこの機会かなと言う形でいったんだと。

あと、私の方では不断の見直しということで提案しておりますので、今後もしこの問題が大きくなれば、監視委員会の方でまた議題で縛りをきつくることは十分可能なので、私は今の県の案で十分行けると思っていますよと、いう形で三人で話をしたことがありますので、皆さんの方にお知らせいたします。以上です。

【清水委員長】

佐々木さんはね、要するに入札制度改革のチャンスは今の機を逃すと、もうああいう事件が起こるの待っているわけにはいかないですから、この機を逃さないでできるだけのことをやっていこうという気持ちを非常に強くお持ちなんですね。

【小川委員】

今回の件で調べてみたんですけど、47都道府県の中で条例化しているのが6県ありまして、その中でこの附属機関つくりかたというんですか、条例の決め方が福島県と福井県が同じような形で、福井県は入札監視委員会のことを規則で細かく定めておりますが、ちょっと教えていただきたいんですが、そうなった場合に、今後、規則をつくって動かしていった場合に、動いていった後で不断の見直しということが出てくるんですけども、条例は当然議会を通さないといけないんですが、規則の場合は、どういった形で改正ができるんでしょうか。

【行政経営参事】

執行機関の方で決められるものでございますので、随時いろんな形で不断の見直しとリンクした形で運用はできるのかなと思ってございます。

【清水委員長】

条例で細かく規定しようとするときそれを見直す時に、いちいち議会の議決を経なければならぬとかえって難しくなるかなと。

【小川委員】

そうですね。

【清水委員長】

先ほど宮城県例を紹介されたのは、議会が執行機関を縛るという意図が強かったということのようですね。

先ほど説明のあった、契約というのは私的な関係であって、権利義務がそこから発生しない

と。

だから、条例によって権利の制約をすとか義務を課すとか、そういう対象に当たらないというこの件については、おそらく佐々木さんは法律家としての御意見をお持ちかと思えますけれども、この場では、まあそうなのかなという風に私は言わざるを得ないと思います。

だから、訓示規定といいますかね、前回おっしゃたけれども、事情聴取する場合でもお願いするというようなニュアンスになってしまうと、私はお願いするというのはあまりにもちょっと低姿勢だと思いますんで、召還するまでの言葉は当たらないのかもしれないけれども、そういうようなスタンスで臨まないと、忙しいから来られない、ああそうですかではちょっと話にならないと私は思っております、入札参加資格を停止するぞという制裁措置もちらつかせながら、きちんと出てこさせるようにしていかないとまずいと思います。

さて、この件はいいですか。

特に意見を出すというようなことは、御本人がいらっしゃれば、御本人が論陣を張って我々説得されるかもしれませんが、今日の所はそういうことで。

じゃあ、規則できちんと定めると、尊重義務についてもそこで議論をすることができると思いますので、そのようにいたしたいと思います。

以上で何かその他ございますか。

【総務部総務予算主幹】

(次回の日程連絡 3月19日(月)午後1時30分～)

【清水委員長】

では、これで委員会を終わらしましょう。

お疲れ様でございました。